

平成 18 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 常 磐 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 齋 藤 一 彦
コ ー ド 番 号 9 6 7 5 東 証 1 部
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 秋 田 龍 生
問 い 合 わ せ 先 電 話 番 号 0 3 - 3 6 6 3 - 3 4 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 31 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 88 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)新たな子会社が生じたことに伴い、目的事項の追加を行うものです。
- (2)株主総会の招集地の一つである「東京都中央区」について、機動的な対応を可能とするため「東京都区内」とするものであります。
- (3)取締役会を活性化し、意思決定の迅速化を図るため取締役の員数枠を10名以内に減員するとともに、監査体制の強化が図れるよう監査役の員数枠を5名以内と増員するものであります。
- (4)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ①会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、会社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する旨を定める定款第 4 条(機関)を新設するものであります。
 - ②会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定める定款第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
 - ③会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株式の権利を定める定款第 9 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。
 - ④会社法施行規則第 94 条等の規定に従い、株主総会参考書類等への記載事項の一部をインターネットにより開示することを可能にするため、定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ⑤会社法第 370 条の規定に従い、必要に応じて書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能にするため、定款第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

- ⑥会社の機関としての取締役会および監査役会の位置づけをより明確にするため、定款第 26 条(取締役会規程)および第 33 条(監査役会規程)を新設するものであります。
- ⑦会社法第 361 条および第 387 条の規定を踏まえ、取締役および監査役の報酬等の位置づけ、決定方法を明確にするため、定款第 27 条(取締役の報酬等)および第 34 条(監査役の報酬等)を新設するものであります。
- ⑧会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役がその役割を十分発揮できることとするとともに、その招聘を容易にするよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、定款第 35 条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。
- ⑨会社法第 326 条第 2 項の規定に基づき会計監査人が新たに会社の機関とされたことに伴い、その選任、任期および報酬等について定めるため、定款に第 6 章(会計監査人)を新設するものであります。
- (5)以上のほか、会社法および関係法令に合わせて用語、表現および引用条文の変更を行うとともに、これを機会に定款内容の明確化を図る等見直しを行い、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更案の内容

変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日(木)

以 上

(別 紙)

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は常磐興産株式会社と称し、英文では Joban Kosan Co.,Ltd.と表示する</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする</p> <ol style="list-style-type: none">1. 観光娯楽スポーツ施設、全身美容治療施設の経営2. ホテル、旅館の経営3. 紙製容器その他包装用品の製造、販売4. プレストレスト・コンクリート工事その他土木建築工事の設計、施工請負5. プレストレスト・コンクリート製品その他セメント二次製品の製造、販売<u>並びに</u>それらの製造用具の製作、販売6. 鋼橋の設計、製作、販売<u>並びに</u>施工請負7. 次の商品に関する売買業、問屋業、輸出入業、代理業 <u>及び</u>仲立業 イ、石炭<u>及び</u>その加工品、石油類、液化石油ガス<u>及び</u>高压ガス類 ロ、鉄鋼、<u>鋳鉄及び</u>非鉄金属類<u>並びに</u>その製品 ハ、木材、セメント<u>及び</u>その製品、その他土木建築資材 ニ、建設、電気、<u>鉱山、化学、工作等の各種機械、器具、装置</u> ホ、住宅関連機器 ヘ、化粧品、医薬部外品 ト、食用油、食品、日用雑貨 <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <ol style="list-style-type: none">8. 不動産の売買、賃貸、仲介、所有、管理<u>及び</u>鑑定評価9. 住宅等建物の建築、販売、賃貸、維持管理<u>並びに</u>土地の造成<u>及び</u>販売	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする</p> <ol style="list-style-type: none">1～4 (現行どおり)5. プレストレスト・コンクリート製品その他セメント二次製品の製造、販売<u>ならびに</u>それらの製造用具の製作、販売6. 鋼橋の設計、製作、販売<u>ならびに</u>施工請負7. 次の商品に関する売買業、問屋業、輸出入業、代理業、<u>仲立業、製造業、修理業および加工業</u> イ、石炭<u>および</u>その加工品、石油類、液化石油ガス<u>および</u>高压ガス類 ロ、鉄鋼、<u>鋳鉄および</u>非鉄金属類<u>ならびに</u>その製品 ハ、木材、セメント<u>および</u>その製品、その他土木建築資材 ニ～ト (現行どおり)<u>チ、荷役運搬機械および設備、制御機械および装置、水処理機械および装置等、公害防止機器その他関連機器</u>8. 不動産の売買、賃貸、仲介、所有、管理<u>および</u>鑑定評価9. 住宅等建物の建築、販売、賃貸、維持管理<u>ならびに</u>土地の造成<u>および</u>販売

現 行 定 款	変 更 案
<p>10. 建築工事の請負並びに企画、設計、監理及びコンサルティング業務</p> <p>11. 地域開発、都市開発、環境整備等事業並びにこれらに関する請負、企画、設計、監理及びコンサルティング業務</p> <p>12. 倉庫業</p> <p>13. 港湾荷役業</p> <p>14. 貨物自動車運送業</p> <p>15. 食堂、喫茶店の経営</p> <p>16. 緑化事業</p> <p>17. 鉱業</p> <p>18. 古物売買業</p> <p style="padding-left: 40px;">< 新 設 ></p> <p>19. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を福島県いわき市に置く</p> <p style="padding-left: 40px;">< 新 設 ></p> <p>(公 告)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する</p>	<p>10. 建築工事の請負ならびに企画、設計、監理およびコンサルティング業務</p> <p>11. 地域開発、都市開発、環境整備等事業ならびにこれらに関する請負、企画、設計、監理およびコンサルティング業務</p> <p>12~18 (現行どおり)</p> <p>19. <u>自動車に関する整備および修理業、販売業、リース業およびレンタカー業</u></p> <p>20. <u>産業廃棄物収集運搬業</u></p> <p>21. <u>損害保険および自動車損害賠償補償法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>22. <u>水道施設工事業、管工事業および電気工事業</u></p> <p>23. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(1)取締役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(2)監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">(3)監査役会</p> <p style="padding-left: 40px;">(4)会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 1 億 6 千万株とする。但し株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(株券の種類)</p> <p>第 7 条 当社の発行する株券の種類は取締役会の定めるところによる</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 1 億 6 千万株とする</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は株式につき名義書換代理人を置く <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定しこれを公告する</u> <u>当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の設定及び信託財産の表示に関する登録又は抹消、株式に関する諸届出の受理、株券の再発行、単元未満株式の買取請求の取扱等に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない</u></p> <p>(氏名、住所、印鑑等の届出)</p> <p>第 9 条 <u>株主（実質株主を含む。以下同じ。）及び質権者又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を当社の名義書換代理人に届出なければならない。</u> <u>これを変更したときも又同様とする</u></p> <p>(在外株主等の仮住所)</p> <p>第 10 条 <u>外国に在住する株主及び質権者又はその法定代理人は日本国内に仮住所を定め当社の名義書換代理人に届出なければならない。これを変更したときも又同様とする</u></p> <p>(株式の取扱)</p> <p>第 11 条 <u>株式の名義書換、質権の設定及び信託財産の表示に関する登録又は抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取請求の取扱等に関する手続並びにその手数料については取締役会において定めるものとする</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする</p> <p><u>前項の外必要あるときは予め公告して臨時に基準日を定める</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第13条</u> 当社の定時株主総会は毎年6月に招集する。臨時株主総会は随時必要あるときに招集する</p> <p>(招集地)</p> <p><u>第13条/2</u> 株主総会の招集地は、本店所在地またはその隣接地、もしくは東京都中央区とする</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し株主または代理人は委任状を差出さなければならない</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は随時必要あるときにこれを招集する</p> <p>(招集地)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の招集地は、本店所在地または東京都区内とする</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めのある場合の外出席した株主の議決権の過半数で行うものとする</p> <p>商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行うものとする</p> <p>(議事録)</p> <p>第 17 条 株主総会の議事はその経過の要領及び結果を議事録に記載して議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 20 名以内とし株主総会で選任する</p> <p>取締役の選任については総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する</p> <p>取締役の選任については累積投票によらないものとする</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したとみなすことができる</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う</p> <p>2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は<u>就任後 1 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p>(取締役の補欠選任)</p> <p>第 20 条 <u>取締役に欠員を生じたときは補欠選任を行う。但し法定の員数を欠かないときはこれを行わないことができる。補欠選任された取締役の任期は前任者の任期の残存期間とする</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第 21 条 <u>取締役会を招集するには会日より 3 日前に各取締役及び各監査役に対して通知を発するものとする。但し緊急の必要ある場合にはこれを短縮することができる</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 <u>当社の取締役は、10 名以内とする</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 20 条 <u>取締役は、株主総会において選任する</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 <u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 <u>取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(役付取締役並びに取締役会の招集者及び議長)</u></p> <p><u>第 22 条</u> <u>取締役会の決議で取締役社長 1 名を置き、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる</u> <u>取締役会長は取締役会を招集しその議長となる。</u> <u>取締役会長に欠員又は事故あるときは取締役社長がこれを招集し、取締役社長に事故あるときは予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る</u> <u>取締役会の決議により相談役を置くことができる</u></p> <p><u>(代表取締役)</u></p> <p><u>第 23 条</u> <u>当社を代表する取締役は 3 名以内とし、取締役会の決議によりこれを定める</u> <u>代表取締役は各自会社を代表する</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p> <p><u>第 23 条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する</u> <u>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる</u> <u>3 取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる</u></p> <p><u>(取締役会の招集権者および議長)</u></p> <p><u>第 24 条</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる</u> <u>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p><u>(監査役の員数及び選任)</u></p> <p>第 24 条 当社の監査役は4名以内とし株主総会で選任する</p> <p>監査役の選任については総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があったものとみなす</u></p> <p><u>(取締役会規程)</u></p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による</u></p> <p><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として<u>当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 28 条 当社の監査役は、<u>5 名以内とする</u></p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p>第 29 条 監査役は、<u>株主総会において選任する</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 25 条 監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(監査役の補欠選任)</p> <p>第 26 条 監査役に欠員を生じたときは補欠選任を行う。但し法定の員数を欠かないときはこれを行わないことができる。補欠選任された監査役の任期は前任者の任期の残存期間とする</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第 27 条 監査役会を招集するには会日より 3 日前に各監査役に対して通知を発するものとする。但し緊急の必要がある場合にはこれを短縮することができる</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 28 条 監査役は互選により常勤の監査役を定める</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 章 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 29 条 当社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしその末日を決算期とする</p> <p>(配当金の支払)</p> <p>第 30 条 当社の利益配当金は毎決算期現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主又は質権者に支払うものとする</p>	<p style="text-align: center;">(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第 35 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令が定める最低責任限度額とする</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の選任)</p> <p>第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の任期)</p> <p>第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする</p> <p style="padding-left: 2em;">2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす</p> <p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第 <u>31</u> 条 当社は取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主又は質権者に対し商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）<u>をすることができる</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 <u>32</u> 条 <u>利益配当金及び中間配当金は支払開始の日から満3年を経過したときは会社はその支払の義務を免れるものとする</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 <u>41</u> 条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 <u>42</u> 条 <u>剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる</u></p>